

唐津市介護職員等就職支援金QA

No.	項目	質問	回答
1	用語	介護施設等とは？	唐津市介護職員等就職支援金（以下「本制度」という。）における介護施設等とは、次のいずれかの介護サービスを実施する唐津市内の事業所をいいます。 ・居宅サービス ・施設サービス ・地域密着型サービス ・居宅介護支援
1-2	用語	介護施設等について、具体的にどのような施設か？ （令和5年7月1日設問追加）	本制度では、介護保険制度上の下記サービスを実施する事業所を対象としています。 【居宅サービス】 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護 【施設サービス】 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院 【地域密着型サービス】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護 【居宅介護支援】 居宅介護支援 ※介護保険制度上の予防を含みます。 ※居宅療養管理指導、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、住宅改修については、当該制度の対象外です。
2	用語	介護職員等とは？	本制度における介護職員等とは、次のいずれかの業務に従事する人をいいます。 ・介護施設等での身体介護、生活支援もしくは看護に従事する職員 ・居宅での訪問介護もしくは訪問看護に従事する職員 ・介護施設等の利用者に提供するサービスの計画作成に従事する職員

No.	項目	質問	回答
3	用語	基準日とは	申請した日が基準日です。 【補足】 本制度では、就職した日から6か月経過すると申請が可能となります。 例えば、4月1日に就職された場合、10月1日から申請可能です。
4	対象者	「過去に介護職員等として勤務歴がない者」とは？	本制度における「過去に介護職員等として勤務歴がない者」とは、過去に問2の業務に従事した経験がない人をいいます。 主に新卒者や他業種からの転職者のことですが、過去に介護施設等に勤務していた経歴があっても、事務職や運転手などの問2以外の業務に従事していた人は対象となります。
4-2	対象者	過去に看護師として病院に勤務していたが、通所リハビリテーションの事業所に転職した場合、対象となるか？ (令和5年7月1日設問追加)	対象となります。 ※本制度では、医療関係施設（他業種）から介護施設等への転職として取り扱います。
4-3	対象者	派遣事務所に勤務しているが、今回、介護保険施設等へ派遣されることになった。 この場合、対象となるか？ (令和5年8月14日設問追加)	対象となりません。 ※唐津市介護職員等就職支援金交付要綱第3条第1項第1号で、「介護施設等に介護職員等として就職した者」と定めており、質問のケースでの就職先は派遣事務所であるため対象外となります。
4-4	対象者	派遣事務所に勤務しているが、介護保険施設等へ転職した。 介護保険施設等への就職は初めてだが、過去に介護保険施設等へ派遣されたことがある。 この場合、対象となるか？ (令和5年8月14日設問追加)	対象となります。 ※本制度では、派遣期間の介護施設等への派遣は、「介護職員等としての勤務歴」ではなく、「派遣職員としての勤務歴」として取り扱います。

No.	項目	質問	回答
4-5	対象者	市外の介護施設に勤務していた者が退職し、令和5年4月1日以降に唐津市の介護施設等に就職した場合は対象となるか？ （令和5年9月28日設問追加）	対象となります。 ※唐津市介護職員等就職支援金交付要綱第3条第1項第1号で「過去に介護職員等として勤務歴がない者」と定めており、この要綱における介護職員等とは「市内の事業所に従事する者」（同要綱第2条第1項第1～2号）としているため、質問のケースは対象となります。 ただし、法人内の異動（市外施設から唐津市内施設への異動）は、就職の要件を満たさないため対象外です。
5	対象者	復職の場合の条件は？	介護職員等として勤務していた介護施設等を退職して2年以上経過した人が対象となります。
6	対象者	介護職員等に、運転手や調理師もしくは事務員は含まれるか？	対象となりません。
7	対象者	介護職員等は資格を有している必要があるか？	不要です。 ただし、資格を有する人が常勤で就職した場合、5万円の加算があります。
8	対象者	本制度における有資格者とは、どの資格を有してる者か？	本制度における有資格者とは、次のいずれかの資格を有する人を言います。 介護福祉士、実務者研修修了者、初任者研修（旧ヘルパー2級）修了者、社会福祉士、社会福祉主事、看護師、准看護師または介護支援専門員
9	対象者	主に事務に従事しているが、定期的に介護業務に従事する場合は、交付対象となるか？	主に介護業務以外に従事する人であっても、定期的に介護業務に従事している場合、対象となります。 ただし、欠勤者が多いなどの理由により、一時的・臨時的に介護業務に従事する場合は対象となりません。
9-2	対象者	主に送迎に従事しているが、送迎時に見守りや乗降介護を行っている場合は、「介護業務に従事している」といえるか？（対象となるか？） （令和5年10月30日設問追加）	勤務されている介護施設等の「人員基準上の従業員の員数」として配置されているのであれば対象となります。 ※人員基準上の従業員の員数としての配置を確認するため、過去3月分の勤務表（シフト表）の提出を求める場合があります。

No.	項目	質問	回答
10	区分	常勤・非常勤とは？	本制度における常勤・非常勤とは次のとおりです。 ・常 勤 週35時間以上または1月140時間以上勤務する者 ・非常勤 週20時間以上または1月80時間以上勤務する者
11	区分	非常勤で就職したが、途中で常勤になった場合、支援金額の区分はどうか？	基準日（問3）の勤務状況により判断します。 例1）採用時は非常勤で、基準日は常勤→常勤で申請 例2）採用時は常勤で、基準日は非常勤→非常勤で申請
12	区分	非常勤で交付を受けたが、その後、常勤になった場合、差額分の追加申請は可能か？	申請後、勤務状況の変更があっても支援金額は変わりません。 例1）非常勤で申請し、交付後常勤となった場合 10万円（差額の支給なし） 例2）常勤で申請し、交付後非常勤となった場合 15万円（差額の返還なし）
13	申請	申請は土日でも受付可能か？	市役所の開庁日は、平日の午前8時30分から午後5時15分までです。 土日祝日は受け付けておりません。 なお、市民センターでの受け付けは行っていないので、本庁保健福祉部高齢者支援課（新庁舎1階25番窓口）をお尋ねください。
14	申請	申請可能となるのは就職して6か月経過してからだが、申請期限はあるのか？ （令和7年2月21日改正）	申請可能となった日（就職した日から6か月経過した日）から1年以内が申請期間です。 例）令和5年10月1日に就職した場合、令和6年4月1日から令和7年3月31日までが申請期間です。 ただし、申請期限が土曜・日曜・祝日等で市役所が休みの場合、翌開庁日までとします。
15	申請	事情があって期限内に申請に行くことができない場合はどうなるのか？ （令和7年4月1日改正）	原則、申請期限を超えると申請できませんが、本人の病気による入院や、長期出張など本人の責によらない特別な事由があるときは、申請期限を超えても受け付ける場合があります。 申請期限を超えそうなときは、まずはご相談ください。 連絡先：唐津市役所 健康づくり部 介護保険課 指定・指導係 電話番号 0955-53-8021

No.	項目	質問	回答
16	申請	事情があって申請に行くことができないとき、代理申請も可能か？	可能です。
17	申請	支援金の振込先は本人か？それとも就職先の施設か？	申請者本人名義の口座に振り込みます。
18	返還	補助対象者の条件に「継続して3年以上の勤務が見込まれる者」とあるが、3年未満で退職した場合、支援金を返還しなければならないのか？	支援金の交付を受けた人が、次のいずれかに該当したときは、支援金の一部または全部の返還が生じます。 ・就職した日から3年未満で退職した場合 一部返還（月割り） ・虚偽の申請を行った場合 全部返還
19	条件	「継続して3年以上の勤務が見込まれる者」とあるが、いつから3年以上と考えるのか？	市内の介護施設等に介護職員等として就職した日から3年以上となります。 申請時は既に就職した日から既に6か月経過しているので、申請後、2年6か月以上の勤務が見込まれる方が対象となります。
20	返還	3年未満で退職した場合の返還額はどのように算定されるのか？	退職した日の翌日の属する月から、就職した日から3年を経過する日の前日の属する月までの月割りで算定した額となります。 例）令和5年4月1日に常勤の介護職員として就職し15万円を交付を受けたが、令和7年7月31日に退職した場合、令和7年8月から令和8年3月の8か月分の返還生じます。 返還額 150,000円×8月／36月÷33,000円（千円未満切り捨て）
21	返還	A事業所に就職し支援金の交付を受けたが、3年未満でA事業所を退職し、その後市内のB事業所に再就職した場合、補助金の返還は生じるか？	支援金の交付を受けた方が、介護施設等に就職してから3年未満で自己都合で退職した場合、原則として返還が生じます。 ただし、退職後30日以内に市内の別の事業所に再就職した場合は、継続して勤務したものとみなし、補助金の返還は生じません。

No.	項目	質問	回答
22	返還	介護施設等に就職し、その施設が廃業となった場合、本人の都合によらない理由の退職となるが、支援金の返還が生じるのか？	原則返還が生じますが、問21同様、市内の別の事業所に再就職した場合は、補助金の返還は生じません。 なお、廃業による退職は自己都合の場合と違い、退職前に準備ができず再就職に時間を要する可能性が高いため、再就職までの期間を60日とします。
23	返還	問21～22のケース以外に、3年以内に退職しても補助金の返還が免除されるケースはあるか？	退職の理由が、次のいずれかに該当する場合は、返還を免除する場合があります。 ・本人の病気、けが（介護業務に従事することができない場合に限る） ・本人の妊娠又は出産
24	対象者	唐津市民が市外の介護施設等に就職した場合は対象となるのか？	本制度は、唐津市内の介護人材確保を目的としているため、唐津市民であっても、市外の介護施設等に就職した場合は対象外となります。
25	対象者	唐津市以外に居住しているが、唐津市内の介護施設等に就職した場合は対象となるのか？	本制度は、唐津市内の介護人材確保を目的としているため、唐津市以外に居住していても、唐津市内の介護施設等に就職した場合は対象となります。
26	対象者	運転手や調理師など介護職員等以外で採用されたが、途中で介護部門へ異動となった場合、対象となるか？ （令和7年2月21日改正）	基準日で判断します。
27	返還	介護職として就職し支援金の交付を受けたが、途中（3年未満）で介護部門以外へ異動した場合は返還が生じるか？	法人内の人事異動は、再度介護部門へ異動する可能性もあり、また、本人の都合によらないものであるため支援金の返還は生じません。 また、市外の同一法人の介護施設等に異動した場合も同様です。 ただし、その異動が本人の希望によるものであり、かつ、本人が再度（市内の）介護部門へ戻る意思がない場合、支援金の返還が生じます。

No.	項目	質問	回答
28	対象者	外国人は対象となるか？	次のいずれかに該当される外国人は対象となります。 ・ E P Aに基づく外国人介護福祉士候補者 ・ 在留資格「介護」 ・ 特定技能 【留意点】 本制度は、3年以上勤務が見込まれる方を対象としています。 3年未満で帰国予定されている方は対象となりませんので、ご注意ください。
29	対象者	パートは対象となるか？	常勤又は非常勤の時間数を満たしていれば対象となります。 【留意点】 本制度は、3年以上勤務が見込まれる方を対象としています。 雇用期間が3年未満の短期パート職員は対象外ですので、ご注意ください。
30	区分	パートで非常勤の時間数を満たしているが、平日専用で採用されており、2月など日数が少ない月は時間数を満たさない可能性がある。 このような場合は、対象外か？	常勤・非常勤の時間数は、実績ではなく基準日の雇用条件で判定するため、質問のケースであれば、非常勤職員として申請可能です。
31	加算	複数の資格を持っているが、その場合の加算はどうなるか？	加算上限は5万円です。 例えば、介護福祉士と初任者研修修了の2つの資格を持っていても、加算は5万円までです。
32	申請	申請書（裏面）の承諾内容について、具体的にどういう意味か？	承諾内容は次のとおりです。 (1) 唐津市は、唐津市補助金等交付規則に基づき、排除対象者（暴力団関係者等）に支援金を交付しません。そのため、排除対象者に該当するか否かの確認のため、唐津警察署に照会することについて承諾していただくものです。 (2) 申請者の住所や市税の滞納の有無について、市民課や税務課の持っている情報で確認することについて承諾していただくものです。 (3) 申請者の勤務実態について、申請者が勤務する介護施設等に問い合わせることについて承諾していただくものです。